

## 「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店」を募集します

尾張旭市では、平成23年7月1日から粗大ごみの有料化を実施します。これに伴い、市民に対して粗大ごみ処理券を販売する「粗大ごみ処理券取扱店」を募集します。

粗大ごみ処理券の取扱店として登録を希望されるかたは、下記に留意して申し込みをお願いします。

### 記

#### (1) 取扱店の主な業務

粗大ごみ処理券を市民に販売していただきます。

店舗の見やすいところに「尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店」の標識(ステッカー)を掲出してください。

#### (2) 取り扱う粗大ごみ処理券の販売額及び取扱手数料等

種類	販売額	取扱手数料	発注単位	販売開始時期
粗大ごみ処理券 (券種は1種類)	1枚 800円	1枚 80円 (販売価格×10%)	10枚	平成23年6月

#### (3) 取扱手数料

取扱店には、粗大ごみ処理券の販売量に応じた取扱手数料として、処理券販売価格の10%分(消費税込)をお支払いします。

#### (4) 粗大ごみ処理券代金のお支払い

粗大ごみ処理券は、納品時にその代金をお支払いいただく「前払い制」になりますのでよろしくをお願いします。

なお、支払い額は、粗大ごみ処理券販売代金からあらかじめ取扱手数料を差し引いた額となります。

(例) 10枚納品の場合、

・ 処理券販売代金：800円×10枚＝8,000円

・ 店舗取扱手数料：8,000円×10%＝800円

8,000円 - 800円 = **7,200円**がお支払い額となります。

また、粗大ごみ処理券代金は、処理券納品時に市からお渡しする納入通知書に基づき、定められた期限までに市の指定する金融機関等へ納付していただきます。

粗大ごみ処理券の販売を中止される場合は、処理券の在庫分を1枚720円にて払い戻しさせていただきます。

#### (5) 募集期間

平成23年2月1日(火)から平成23年3月31日(木)まで  
期間後も随時募集します。

(6) 応募資格(いずれかの要件をみたすこと)

市内もしくは隣接する市町に店舗を有し(見込みも可)、営業に関し法令に違反した行為がなく、かつ、市税等を滞納していないこと。  
市長が特に必要と認めたもの

(7) 申込書及び添付書類

尾張旭市粗大ごみ処理券取扱店登録申込書(様式第1号)

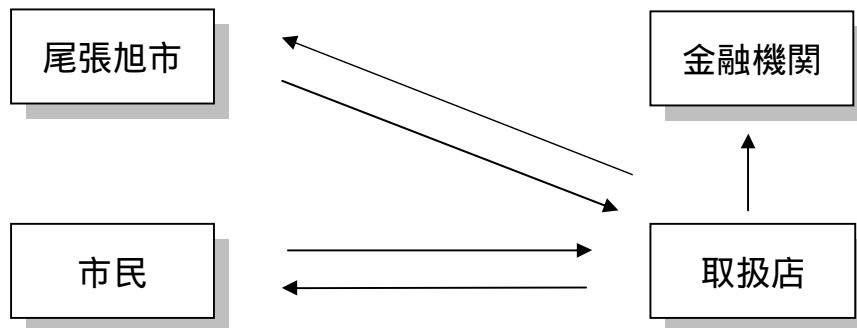
取扱店の位置図

複数店舗をお持ちの小売店等は、店舗ごとに申込書をご提出ください。

(8) 注意事項

粗大ごみ処理券は、商品の売買ではありません。処理券の価格は条例で定める「ごみ処理手数料」ですので、値引きや景品等として販売することはできません。  
市民に販売する際、別途消費税を徴収することはできません。

処理券取扱業務の流れ



取扱店は、粗大ごみ処理券を市役所に発注する。(発注単位：10枚)  
取扱店は、処理券納品時に市から納入通知書を受領する。  
取扱店は、納入通知書に基づき市指定金融機関等に粗大ごみ処理券代金を定められた期限内に納入する。  
納付額 = 販売価格 - 取扱手数料(1枚当り720円)  
取扱店は、粗大ごみ処理券を市民に販売し、在庫管理を適正に行う。  
取扱店は、処理手数料(処理券1枚当たり800円)を市民から徴収する。  
取扱店は、年2回粗大ごみ処理券の交付実績を市役所に報告する。

問い合わせ先(申込書提出先)

尾張旭市役所 環境課 ごみ減量係  
〒488-8666  
尾張旭市東大道町原田2600番地1  
電話(0561)53-2111(内線363)